

経済安全保障推進法改正に関する 提言骨子の概要

2026年1月16日
経済安全保障法制に関する有識者会議

提言骨子の概要①（サプライチェーン強靭化）

1. 重要な物資の供給に不可欠な役務に関する措置

（現行制度の施行状況を踏まえた新たな課題）

重要な物資そのものが確保されているとしても、その**供給に不可欠な役務を外部に依存すること**により国家及び国民の安全を損なう事態を生じるおそれが顕在化している。

（基本的な枠組み）

対象とする役務

物資を必要な場所で使用するために不可欠な役務も十分に確保される必要。専ら特定の物資の供給のために用いられる役務（光海底ケーブルの敷設役務、人工衛星の打上げ役務等）を支援対象とすべき。

支援する取組

役務の提供基盤（施設や設備等）の整備や、役務の提供に係る技術の導入等を支援すべき。

主務大臣

物資の生産等の事業の主務大臣に加え、物資の供給に不可欠な役務の提供の事業を所管する大臣も、**主務大臣として特定重要物資の安定供給確保のための取組を主導すべき**。

2. 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置

（現行制度の施行状況を踏まえた新たな課題）

特定重要物資の安定供給確保が困難な事態に至る前に、可能な限り民間事業者による供給が実現されるよう、**国による積極的な働きかけが必要**。

（基本的な枠組み）

安定供給確保の関係者

物資等の供給事業者だけでなく、**必要な関係者（サプライチェーン上のその他の事業者、融資を行う金融機関等）**に対して働きかけを行うことが望ましい。

安定供給確保に支障が生ずるおそれを把握するための措置

主務大臣が、関係者から情報を収集し、必要に応じて**事業者に供給確保計画の作成及び認定申請を促す**ことを可能とすべき。

安定供給確保の取組が困難となるおそれがある場合の措置

認定事業者による安定供給確保のための取組が遂行されるよう、**主務大臣は認定事業者の取組を妨げる事由の関係者に対し、必要な協力を求める**ことを可能とすべき。

関係者相互の連携・協力

特定重要物資やその原材料・部品等の供給者、その供給を受ける者、その供給に関わる事業者団体、金融機関、投資家等**安定供給確保の関係者が相互に連携し、協力する**よう努めるべき。

提言骨子の概要②（基幹インフラ役務の安定提供・特定重要技術の研究開発等）

基幹インフラ役務の安定提供

1. 医療分野の追加

医療は、国民生活の基盤となる重要な社会インフラであり、安定的な提供が必要。基幹インフラ制度に医療分野を追加し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の医療DX関連業務及び病院の医業等を対象にする必要。

医療情報基盤・
診療報酬審査
支払機構

●医療DXの推進の中心的役割等を果たす予定の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を特定社会基盤事業者とすべき。

●特定重要設備は、設備が停止した場合に広範囲又は大規模な社会的混乱が生じるおそれがあると考えられる電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムに係る設備とすべき。

個別の病院

●高度な医療の提供能力を有し、地域の最後の砦としての機能を有する特定機能病院を念頭に特定社会基盤事業者を指定することが適当。事業規模、広域な観点の医療機関機能のほか、救急医療や災害医療で果たす役割や能力等を考慮し選定する必要。地域性を考慮しつつ、段階的に指定範囲を拡大することが適当。

●特定重要設備は、設備が停止した場合の社会的混乱の規模や、患者の生命に直結するか否か等の観点を踏まえ、電子カルテ、手術部門、集中治療部門に関連する設備から選定する方向で検討すべき。

2. 制度運用の改善

制度運用を開始して以降、事業者から要望が寄せられるとともに、内閣府・事業所管省庁の側でも見直すべき課題が顕在化。

新規指定時の
経過措置

●経過措置期間の満了直後に予定している導入等については、事業者の指定直後から届出を可能とすべき。
●事業承継等により事業者が指定された場合には、経過措置を適用すべきでない。

届出が必要な
場合の明確化

最終的に特定社会基盤事業者自らが特定重要設備を供給する場合であっても、他者が供給する構成設備を用いるときは、特定妨害行為のおそれが否定できないため、事前届出が必要であることを明確化すべき。

その他

届出前から国と事業者が意思疎通を行い柔軟な対応ができるよう、事業者の協力を得ながら、早期・適切な事前相談の実施を促進すべき。

特定重要技術の研究開発等

指定基金の対象拡大

●多様な主体が特定重要技術の育成に参画できるよう、現行法上の5法人だけでなく、研究開発独立行政法人やその他の法人に設置された基金も指定可能にすべき。その際、所管大臣が明確な法人とすべき。
●基金の一部で特定重要技術の研究開発等が実施される場合も、枠組みを活用できるようにすべき。

提言骨子の概要③（海外事業の展開支援）

1. 基本的な考え方

- 諸外国も多様な手段で海外の重要な地域・分野における投資先の開拓を進める中、我が国においても同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体で**経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要。政府も主体性を持って支援することが必要。**
- 官民の適切な役割分担の下、民間事業者による創意工夫を活かした事業活動を政策によって後押しすることが必要。

2. 対象事業の考え方

- 推進法が目指す「**経済施策を通じた安全保障の確保**」につながる事業を広く捉えられるようにすべき。
- 我が国の自律性の向上に資する事業のみならず、**我が国の技術等の他国・地域に対する優位性・国際社会にとての不可欠性の確保に向けた取組を行う事業も支援する必要。**

3. 支援措置の考え方

- ジョイントベンチャーを含め**多様な主体**に対して**支援可能な枠組み**を検討すべき。
- 民間企業**による出融資の呼び水となり、**民間資金の動員**によって、**当該事業が実施可能となるような枠組み**とすることが重要。
- 劣後出資等の一層強力なリスクテイクを可能とする支援**とすべき。
- 国外での効果だけでなく、**国内への裨益**についても考慮することが重要。

4. 制度の枠組み

指針の策定

政府としての指針を策定・公表すべき。

実計施画の作成

民間事業者が海外事業の実施計画を作成した上で、当該計画の有する**経済安全保障上の重要性**を関係省庁が連携して判断する枠組みとすべき。

海外事業に関する 知見・実績の活用

海外事業のファイナンスに関する知見・実績を有する株式会社国際協力銀行（J B I C）を活用した支援体制を構築すべき。その際、J B I Cの償還確実性・収支相償の両原則との関係を整理しつつ、**一層強力なリスクテイクを可能とするような枠組み**を別途検討すべき。

現地情報の提供等

政府等による**現地の最新情報の提供**や**海外事業展開に関する知見の提供**等も可能とする枠組みとすべき。

提言骨子の概要④（総合的な経済安全保障シンクタンク及び官民協議会）

1. 総合的な経済安全保障シンクタンク

（基本的な考え方）

- 経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、**外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を結集して対応**することが重要。
- 平時からの分析を基礎としつつ、**機動的かつ専門的な調査研究を行う総合的な経済安全保障シンクタンク機能が必要**。

（基本的な枠組み）

体制・主体

内閣官房国家安全保障局を司令塔として政府全体の取組とすべき。

役割

独立行政法人経済産業研究所（R I E T I）内に設置することが適切。
高度な専門性を活かし、定量的な調査研究や所掌横断的なテーマの調査研究。各府省が自ら行う調査研究では限界のある部分の補完や、必要に応じて専門的助言等を行う役割。また他機関の研究成果を自律性や優位性・不可欠性の観点から政策提言につなげる役割を担うべき。

優秀な人材の獲得・育成

適切な給与水準・処遇が不可欠。若手を登用する等、人材育成にも十分配慮すべき。

関係機関との連携

国際的に著名な研究機関と積極的に協働し、我が国の課題意識の共有や調査研究能力向上を図るべき。

2. 官民協議会

（基本的な考え方）

経済安全保障環境が急激に変化する中、**民間企業等と政府が共通認識を醸成し業種横断的な関係を構築**するため、**情報共有や協議を行う場**が重要。法定の枠組みとし、情報の取扱いを定めることで、更なる官民連携を促進。

（基本的な枠組み）

官民協議会のテーマ

顕在化しているリスクの実態及び影響の把握や対策の検討、いまだ顕在化していない業種横断的なリスクの中長期的対応の検討、平時及び有事の対策の定期的な点検・検討等。

制度設計・運営

- テーマごとに分科会を設置する等、柔軟な運用が可能となる制度設計が必要。
- 民間事業者側にも官民協議会に参加する意義を見いだしてもらうことが重要。

総合的な経済安全保障シンクタンクとの連携

相乗効果が期待される。

情報の取扱い

- 守秘義務を課すことで、より機微度が高い情報を関係事業者に提供することが可能。**国家公務員と同等の罰則を伴う守秘義務を課すべき。**
- 一方、守秘義務の存在を十分に理解した上で参加の判断ができるよう、**丁寧な説明が必要**。

提言骨子の概要⑤（データセキュリティ）

1. 基本的な考え方

- 外部から行われる行為によってデータが流出する等により、国家及び国民の安全が害されることを防ぐため、**安全保障上重要なデータやデータセンター及びクラウド上の大量のデータを防護するための措置**を検討することが必要。
- 民間企業によるデータ利活用や経済活動を必要以上に制限しないよう留意が必要。規律目的及び目的に照らした適切な手段を整理し、経済活動の実態に即し現場が対応可能な制度とすべき。個人情報保護法等の既存法制等を踏まえることが重要。

2. 措置の方向性

（1）安全保障上重要な民間保有データを防護するための措置

民間企業が保有するデータのうち、**個人に関する機微なデータ、基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータ**については、経済安全保障の観点からは既存法制で十分な保護がなされていないおそれ。

個人に関する
機微なデータ

- 例えば、**ゲノムデータ、医療情報、金融情報、生体認証情報、位置情報等**が外部に漏えいした場合、国家の意思決定に影響を与える個人や我が国の経済安全保障に影響を与える技術や情報を有する個人等への影響力行使等に利用されるリスクがあり得る。
- 外部への情報漏えい等を生じさせる行為として、例えば、**第三者へのデータ提供、データの処理・保存を行う情報システム等の契約、ゲノムデータの解析依頼等**が考えられ、これらへの対応の検討が考えられる。
- 経済安全保障の目的を横串的に実現する観点から必要な措置**の検討が重要。事業者の実態把握、情報の内容・性質並びに機微度に応じた対象範囲や閾値の設定等の検討が必要。

基幹インフラ役務の
安定的な提供に
必要なデータ

- 特定重要設備を稼働させるために必要なデータ等の改ざん・滅失等のリスクを低減できるよう、**基幹インフラ制度における特定重要設備の事前審査の運用改善**の検討が必要。

（2）データセンター及びクラウド上の大量のデータを防護するための措置等

- データセンター及びクラウドサービスで大量に処理・保存されるデータを防護するための措置**の検討が必要。サプライチェーンリスク対策等のデータセンター・クラウドサービス上で取り扱われる情報の漏えい又は滅失を防ぐための措置や、データセンター・クラウドサービス提供事業者を通じた**日本国内のデータセンターの設置状況等の事業実態を把握するための措置**が考えられる。
- 諸外国との関係や諸外国の制度も踏まえつつ、既に行われているデータ防護に係る取組等の把握を行う必要。